

○厚生労働省告示第八十八号

健康保険法第四十三条第二項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養（平成六年八月厚生省告示第二百三十六号）及び老人保健法第十七条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養（平成六年八月厚生省告示第二百五十一号）並びに健康保険法第四十四条第一項に規定する療養についての費用の額の算定方法（平成十四年三月厚生労働省告示第八十一号）及び老人保健法第三十一条の三第一項に規定する療養についての費用の額の算定に関する基準（平成十四年三月厚生労働省告示第八十二号）に基づき、選定療養及び特定療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等を次のように定め、平成十四年四月一日から適用する。

平成十四年三月十一日

厚生労働大臣 坂口 力

選定療養及び特定療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等

- 一 健康保険法第四十三条第二項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養（以下「選定療養告示」という。）第十一号及び老人保健法第十七条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養（以下「老人選定療養告示」という。）第十号に規定する別に厚生労働大臣が定める医薬品
- イ 使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成十四年三月厚生労働省告示第八十七号）に記載されている

医薬品

ロ 薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第十四条第一項（同法第二十三条において準用する場合を含む。）又は第十九条の二第一項の規定による承認を受けた者が使用薬剤の薬価（薬価基準）への収載を希望している医薬品（当該承認に係る医薬品に限る。）以外の医薬品

二 選定療養告示第十一号及び老人選定療養告示第十号に規定する厚生労働大臣が定める施設基準

イ 病院及び診療所にあつては、選定療養告示第十一号及び老人選定療養告示第十号に定める医薬品の投与を行うにつき必要な薬剤師が配置されており、かつ、当該医薬品の投与を行うにつき必要な医薬品情報の収集及び伝達を行うための専用施設を有していること。

ロ 薬局にあつては、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成六年三月厚生省告示第五十四号）別表第三調剤報酬点数表第1節に規定する調剤基本料の注3の規定に基づく届出を行った薬局であつて、イに掲げる基準に適合している病院又は診療所において健康保険の診療に従事している医師又は歯科医師から交付された処方せんに基づき選定療養告示第十一号又は老人選定療養告示第十号に掲げる医薬品を投与するものであること。

三 選定療養告示第十二号及び老人選定療養告示第十一号に規定する厚生労働大臣が定める入院期間の計算方法

イ 病院又は診療所を退院した後、同一の疾病又は負傷により、当該病院若しくは診療所又は他の病院若しくは診療所に入院した場合（当該疾病又は負傷が治癒し、又はこれに準ずる状態になつ

た後に入院した場合を除く。)にあっては、これらの病院又は診療所において通算対象入院料(健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法別表第一医科診療報酬点数表(以下「医科点数表」という。))又は別表第二歯科診療報酬点数表(以下「歯科点数表」という。)に規定する一般病棟入院基本料(特別入院基本料を含む。)、療養病棟入院基本料(特別入院基本料を含む。)、特定機能病院入院基本料(一般病棟の場合に限る。)、専門病院入院基本料、老人病棟入院基本料(特別入院基本料を含む。)、有床診療所療養病床入院基本料(特別入院基本料を含む。))及び老人一般病棟入院医療管理料並びに老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準(平成六年三月厚生省告示第七十二号)別表第一老人医科診療報酬点数表(以下「老人医科点数表」という。))又は別表第二老人歯科診療報酬点数表(以下「老人歯科点数表」という。))に規定する老人一般病棟入院基本料(老人特別入院基本料及び老人特定入院基本料を含む。)、老人療養病棟入院基本料(老人特別入院基本料を含む。)、老人特定機能病院入院基本料(一般病棟の場合に限る。)、老人専門病院入院基本料、老人病棟老人入院基本料(老人特別入院基本料を含む。)、老人有床診療所療養病床入院基本料(老人特別入院基本料を含む。))及び老人一般病棟入院医療管理料をいう。以下同じ。)を算定していた期間を通算する。

ロ イの場合以外の場合にあっては、現に入院している病院又は診療所において通算対象入院料を算定していた期間を通算する。

四 選定療養告示第十二号及び老人選定療養告示第十一号に規定する厚生労働大臣が定める状態等に  
ある者

イ 通算対象入院料を算定する病棟又は診療所に入院している患者以外の患者

ロ 医科点数表第1章第2部第2節及び老人医科点数表第1章第2部第2節に規定する難病患者等  
入院診療加算を算定する患者

ハ 医科点数表第1章第2部第2節及び歯科点数表第1章第2部第2節並びに老人医科点数表第1  
章第2部第2節に規定する重症者等療養環境特別加算を算定する患者

ニ 重度の肢体不自由者、脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者、  
難病患者等

ホ 悪性新生物に対する腫瘍用薬（重篤な副作用を有するものに限る。）を投与している状態にあ  
る患者

ヘ 悪性新生物に対する放射線治療を実施している状態にある患者

ト ドレーン法又は胸腔若しくは腹腔の洗浄を実施している状態にある患者

チ 人工呼吸器を使用している状態にある患者

リ 人工腎臓又は血漿交換療法を実施している状態にある患者

ヌ 全身麻酔その他これに準ずる麻酔を用いる手術を実施し、当該疾病に係る治療を継続している

状態（当該手術を実施した日から起算して三十日までの間に限る。）

ル ロからヌまでに掲げる状態に準ずる状態にある患者

五 健康保険法第四十四条第一項に規定する療養についての費用の額の算定方法別表第二及び老人保健法第三十一条の三第一項に規定する療養についての費用の額の算定に関する基準別表第二に規定する百八十日を超えた日以後の入院に係る別に厚生労働大臣が定める点数

通算対象入院料の基本点数。ただし、平成十五年三月三十一日までの間は通算対象入院料の基本点数に三分の一を乗じて得た点数とし、平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間は通算対象入院料の基本点数に三分の二を乗じて得た点数とする。